

北条五代PRキャラクターの使用に関する要綱

(令和3年5月21日)

北条五代PRキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別記北条五代PRキャラクター〔早雲（初代）・氏綱（二代）・氏康（三代）・氏政（四代）・氏直（五代）・氏照（八王子城主）・氏邦（鉢形城主）・綱成（玉縄城主）・風魔小太郎・その他〕（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 北条五代観光推進協議会(以下「協議会」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 立体物を作製しようとするとき（北条五代観光推進協議会長（以下「会長」という。）が認めた場合を除く。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか会長が使用について適当でないとするとき。

(使用申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用開始の15日前までに北条五代PRキャラクター使用承認申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 協議会加盟団体が主体となって実施するイベント等で使用する時。
- (2) 協議会加盟団体の市町立小学校及び中学校が教育活動の目的で使用する時。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道又は広報の目的で使用する時。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3) 前2号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類

(使用の承認)

第4条 会長は、前条の規定による使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査する。

2 会長は前項の規則に基づいて承認する場合は、申請者に対し北条五代PRキャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号。以下「使用(変更)承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、会長は、必要があると認める場合には、キャラクターの使用方法等について、条件を付することができる。

3 会長は、前項の規定により使用を承認しないときは、申請者に対し北条五代PRキャラクター使用(変更)不承認通知書(様式第3号。以下「使用(変更)不承認通知書」という。)により通知するものとする。

(使用承認の制限)

第5条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は承認しないものとする。

- (1) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (3) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) キャラクターの変形その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか会長がキャラクターの使用が適当でないと認めるとき。

(使用期間)

第6条 キャラクターを使用できる期間は、使用承認通知書の日付(以下、「承認日」という。)から2年以内とする。なお、使用期間の延長を希望する場合は、使用期限終了期日の15日前までに第3条に規定する使用申請書(様式第1号)を再度提出し承認を受けるものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(権利設定の禁止)

第8条 PRキャラクター使用承認者は商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録をしてはならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 第4条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容にのみ使用し、会長が付した条件に従うこと。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真

等を提出すること。

- (3) 第4条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを使用する際は、必ずキャラクター名と「©北条五代観光推進協議会」をキャラクターの近傍に明記すること。
- (5) キャラクターを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、北条五代大河ドラマ化推進ロゴマークに関する規則に定める意匠を、その商品、包装、広告等に明示することに努めること。
- (6) キャラクターは別記に定められた色・形等を正しく使用し、デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。
- (7) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ北条五代PRキャラクター使用変更承認申請書(様式第4号。以下「変更承認申請書」という。)に、変更が確認できる資料等を添えて会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項に規定する変更承認申請書を受理した場合には、その内容を審査する。
- 3 相当と認めるときは、これを承認し、使用(変更)承認通知書により通知するものとする。
- 4 会長は、変更を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認通知書により通知するものとする。

(承認の取消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
 - (2) 申請書の内容に虚偽又は不正のあることが判明したとき。
 - (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほかキャラクターの使用継続が不適當であると認められたとき。
- 2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に北条五代PRキャラクター使用承認取消通知書(様式第5号。以下「使用承認取消通知書」という。)により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。
 - 4 会長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。
 - 5 会長は、使用の承認を取り消すにあたり使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(経費等の負担)

第12条 協議会は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は

役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 協議会は、キャラクターの使用を承認したこと又は第9条の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消したことに起因する損害等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(地位の承継)

第14条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

北条五代PRキャラクター使用承認申請書

年 月 日

北条五代観光推進協議会長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

北条五代PRキャラクターを使用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

使用物件名 (※商品名への「キャラクター名」の使用はできません。)		
使用目的及び使用方法 (使用日、使用数量、使用内容を具体的に記載してください。)		
使用するキャラクター (【別記資料】の番号を記入) (例) A-①		
使用期間 (2年以内とし、超える場合には再度申請をしてください。)		
連絡先	担当者名：	FAX：
	電話番号：	E-MAIL：

添付書類

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料（パンフ等） 個人の場合はプロフィール
- (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）

(参考様式①) 委員への意見照会文例

年 月 日	
北条五代観光推進協議会 委員各位	北条五代観光推進協議会 会長 (会長氏名)
北条五代PRキャラクター使用に係る意見について (照会)	
このたび、_____(申請者)____から_____(事業名)_____について当協議会の北条五代PRキャラクター使用の申請がありましたので、承認について意見のある場合は、別紙により____月____日までにご回答ください。	

(参考様式②) 委員からの意見回答文例

年 月 日	
北条五代観光推進協議会 会長 様	団体名 委員名
北条五代PRキャラクター使用に係る意見について (回答)	
先に照会があった_____(申請者)_____の_____(事業名)_____に係る北条五代PRキャラクター使用に対する意見については、次のとおり回答します。	
<p>意見あり。 [意見内容]</p>	
※ いずれかに○印をつけ、「意見あり。」の場合は意見内容を記述してください。	

様式第2号（第4条、第10条関係）

北条五代PRキャラクター使用（変更）承認通知書

北五協第 号
年 月 日

様

北条五代観光推進協議会長 印

年 月 日付けで申請のありました_____に係る北条五代PRキャラクター [番号] の使用(変更)について、承認します。

使用期限は、承認日から 年 月 日までとします。

なお、使用に当たっては次の点に留意してください。

- 1 北条五代PRキャラクターは定められた色、形等を正しく使用し、必ずキャラクター名と「©北条五代観光推進協議会」をキャラクターの近傍に明記してください。
- 2 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、北条五代観光推進協議会は一切の責任を負いません。
- 4 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 5 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 6 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、北条五代観光推進協議会は一切の責任を負いません。
- 7 北条五代PRキャラクターの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 8 北条五代PRキャラクターの使用に関する要綱は、必要に応じて変更することがあります。

※使用するものが商品の場合は、以下の項目を付記する。

- 9 北条五代PRキャラクターを用いた商品の使用に際しては、北条五代大河ドラマ化推進ロゴマークに関する規則に定める意匠をその商品、包装等に明示することに努めてください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- 10 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。

様式第3号（第4条、第8条関係）

北条五代PRキャラクター使用（変更）不承認通知書

北五協第 号
年 月 日

様

北条五代観光推進協議会長

印

年 月 日付けで申請のありました北条五代PRキャラクターの使用(変更)については、次の理由により承認しないこととしましたので通知します。

不承認の理由

様式第4号（第10条関係）

北条五代PRキャラクター使用（変更）承認申請書

年 月 日

北条五代観光推進協議会長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け 番 号 で承認を受けた北条五代PRキャラクターの使用について、
次のとおり内容を変更したいので申請します。

変更事項	変更前	変更後
使用物件名 (商品名に「キャラクター名」は使用できません。)		
使用物件の大きさ・デザイン・形などの変更		
数量・販売先・その他の変更		
追加する点数		点
使用期間		
担当者 氏名 電話番号		

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の使用承認書の写し（コピー）

様式第5号（第11条関係）

北条五代PRキャラクター使用承認取消通知書

北五協第 号
年 月 日

様

北条五代観光推進協議会長 印

年 月 日付けで承認しました北条五代PRキャラクターの使用については、次の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知します。

なお、この通知があった日以後、承認を受けた使用物件は使用できません。

理由